

新城市フェイスブック運用ポリシー

1. 目的

この運用ポリシーは、本市がフェイスブックにおける公式アカウントを取得し、フェイスブックを通じて情報提供やユーザーとのコミュニケーションを図るための基本的なルールを定めるものである。

2. 適用範囲

新城市フェイスブックにおいて、情報を発信する際に適用する。

3. 管理・運用方法

(1) 管理者（運用者）

アカウントの取得及び管理は、広報主管課が行う。管理者は、予告なしに、運用を停止又は中止し、また本サイトに掲載されている情報の全部又は一部を変更することができる。

(2) 運用時間

原則として勤務時間内とする。ただし、誤記・被害等の発生や災害等の緊急時などやむを得ない場合の運用については、この限りではない。

(3) 基本データ

- ・ 基本データは以下のとおりとする。ただし、フェイスブック側の運用に変更があった場合などは必要に応じて変更する。
- ・ 名前：新城市
- ・ カテゴリー：会社団体/政府機関
- ・ ウェブサイト：<http://www.city.shinshiro.lg.jp/>
- ・ 所在地：愛知県新城市字東入船 6-1

4. 投稿

(1) 方法・内容

情報の投稿は原則、運用者が行う。投稿する情報は、イベント等の通知、イベント等の現状、災害情報、その他市民に役立つ情報、市の PR につながるもの全般とする。

情報の発信については、情報の特性や即時性を考慮し、決裁は不要とする。ただし、市政に関する公式見解等を述べる場合は、必要に応じて所属長等の決裁を受けること。

(2) 写真・動画の投稿

写真や動画を投稿する場合は、著作権及び肖像権に十分注意すること。

(3) リンクのシェア

リンクのシェアは、原則以下に該当するウェブページのみとする。ただし、以下に該当しない場合は、広報主管課の了承を得ること。

- ・新城市公式ホームページ
- ・市に関連する施設や組織が運用するウェブページ
- ・国や県、他の地方公共団体の運用するウェブページ

(4) コメントの返信

ア フェイスブック返信機能による本市への意見・要望に対しては、原則、本市からは回答せず、意見箱、市長への E メール等の広聴ツールに適宜誘導する。ただし、必要に応じて、書き込まれた内容に関する返信を行う場合がある。

イ フェイスブックへの「いいね！」については、原則、すべてを受け付ける。

(5) 利用者への注意事項

利用者がフェイスブックを利用したことにより生じる一切の損害および第三者によるデータの書き込み、不正なアクセス、発言、メールの送信等に関して生じる一切の損害について、本市は、何ら責任を負うものではない。

(6) 投稿に使用する端末

フェイスブックに情報を掲載する際に、情報の即時性も考慮し、本市のパソコンだけでなく個人のパソコンや携帯端末を用いることができることとする。

5. 投稿する際の留意事項

(1) 地方公務員法をはじめとする関係法令及び職員の服務に関する規定を遵守しなければならない。

(2) 公式アカウントを業務目的外に使用してはならない。

(3) 情報の取り扱いに留意しなければならない。

(4) 発信する情報は正確に記述し、その内容について誤認を招かないよう留意しなければならない。

(5) 次に掲げる情報は発信してはならない。以下の定める内容の投稿がされた場合は、予告なく削除する。

ア 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容

イ 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの

ウ 政治、宗教活動を目的とするもの

エ 著作権、商標権、肖像権など市または第三者の知的所有権を侵害するもの

オ 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの

カ 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの

キ 公の秩序または善良の風俗に反する内容

ク 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの

- ケ 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- コ その他市が不適切と判断した情報、及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

6. 知的財産権

フェイスブックに掲載している個々の情報（テキスト、画像等）に関する知的財産権は、本市または原作者に帰属する。無断で複製・転用することはできない。

附則

このガイドラインは平成25年4月17日から施行する。

平成25年5月23日一部改正